

古岡奨学生のきまり (奨学生用)

奨学金の受け取り方や、奨学生として守っていただくことは、次のとおりです。高等学校に在学する3年間、このことを守り実行して、充実した高校生活をお過ごしください。この「きまり」は、3年間保存しておいてください。

1 奨学金の金額 (2024年4月高校入学の45期生より)

1年間 25.4万円…20.4万円 (1か月1万7千円×12か月) + 5万円

※第1学年の4月に「入学祝い金」、第2学年の5月に「修学旅行補助金」、第3学年の3月に「卒業祝い金」として、それぞれ5万円を加算いたします。

3年間：76.2万円…25.4万円×3年 (すべて返済する必要はありません)

2 奨学生の期間

高等学校に在学する3年間です。(高等専門学校生は、在学当初の3年間になります。)

3 奨学金の受け取り方法

毎年5月・9月・1月の3回、それぞれ4か月分を、「ゆうちょ銀行」の総合口座へ送金いたします。この口座は、あなたの保護者、またはあなたの名義に限りします。

(送金前にメールでご連絡します。メールアドレスは、入学時に登録していただきます。)

4 領収証の提出

奨学金の入金を確認したら、直ちに返信メール(領収証を兼ねています)を奨学会事務局に送ってください。返信メールが着かないと次の送金が出来なくなります。

5 守っていただくこと

- 常に向学心をもって励み、他に迷惑をかける行為をしないこと
- 1年・2年の学年末に、学校が発行する「成績証明書」を連絡所(顧問の先生)に提出すること(成績通知表と間違えないこと)
- 1年・2年の学年末に、年間を振り返った作文を提出すること
- 3年次には、卒業文集「奨学」に掲載する作文を提出すること
- 下記の事項が起きた場合は、速やかに連絡所(顧問の先生)に連絡すること
 - 転校・退学・休学・停学・留年になりそうな時
 - 病気やけがで長期欠席する時
 - 奨学金を必要としなくなった時(保護者の再婚も含まれます)
 - 転居・住居表示・電話番号・保護者連絡先等に変更があった時
 - 校長先生・担任の先生が代わられた時
- 下記の事項が起きた場合は、奨学金の支給が停止となる場合がある事を了承すること
 - 奨学金を必要としなくなった時(保護者の再婚も含まれます)
 - 退学・留年・転校になった時(通常の転校は問題ありませんが、通信制・専門学校等は支給対象外)
- 奨学金の入金を確認したら、1週間以内に返信メールを事務局に送ること
- 卒業時・卒業後には、進路を必ず連絡所(顧問の先生)へ報告すること(あるいは、卒業激励会でお渡しした「変動ハガキ」で事務局に報告すること)

6 個人情報について

当財団は、個人情報に関する法令の遵守とプライバシーの尊重に配慮しています。

奨学生の皆さんには年3回会報紙「奨学ライフ」を発行しています。その記事として、1年・2年の学年末に提出していただく作文や、事務局に届きました年賀状・近況報告、会合などでの写真をその会報紙に掲載する場合があります。ご了承ください。

(これら会報紙や文集は、国立国会図書館に供すること(国立国会図書館法26条に基づく)があります。併せてご了承ください。)